

令和2年10月2日  
文教福祉常任委員会資料  
福祉こども部こども福祉課

## 令和2年度宇治市奨学金返還支援制度の実施について

宇治市奨学金返還支援制度の実施について、別紙のとおり予定しておりますので、ご報告いたします。

# 令和2年度宇治市奨学金返還支援制度のご案内

未来の地域基盤を支える若年層・子育て世帯の奨学金返還による経済的負担を軽減し、宇治市への定住促進と、子育てしやすいまちづくりを目的に、奨学金の返還に対して支援する制度を実施します。

## 【1】奨学金の返還支援制度の概要について

### 1. 返還支援額

以下のいずれか低い方の額を交付します。

- (1) 令和元年10月～令和2年9月に返還した奨学金合計額2分の1。ただし、ライフイベント(※1)がある方は4分の3。
- (2) 8万5千円。ただし、ライフイベントがある方は13万円。

※1…ライフイベントとは

令和元年10月～令和2年9月に結婚、又は出産(配偶者の出産を含む)された場合、ライフイベントとして返還支援額の上限を引き上げます。なお、「3. 返還支援の期間」中、結婚は1回までとし、出産については回数に制限はありません。

### 2. 募集人数 50名

※応募多数の場合は子育て世帯(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童のいる世帯)の方を優先し、募集人数を超えた場合は抽選します。

### 3. 返還支援の期間

- ・令和2年度から令和6年度までの最長5年間です。
- ・2年目以降についても、毎年度、奨学金を返還していることの証明書等を添付のうえ申請が必要です。支援額は、申請年度の前年10月～9月の一年間に返還した額に応じて決定します。

### 4. 返還支援の対象者

次の**(1)～(7)のすべての要件を満たしている人**が対象になります。

- (1) 令和2年4月1日現在で満30歳未満であること。
- (2) 令和2年10月1日時点で宇治市内に住所を有し、今後も引き続き5年以上宇治市内に居住する見込みであること。
- (3) 宇治市奨学資金又は日本学生支援機構(第一種・第二種)の奨学金の貸与を受け、大学、高等専門学校、専修学校、大学院等を卒業後、当該奨学金を滞納なく返還していること。
- (4) 正社員等(※2)であること。ただし、国若しくは地方自治体の公務員ではないこと。
- (5) 宇治市に納付すべき市税等を滞納していないこと。
- (6) 宇治市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではないこと。
- (7) 他の自治体による同様の返還支援を受けていないこと。

※2…次のいずれかに該当する方を言います。

- ①期間の定めのない労働契約を締結している方。
- ②更新の可能性がある有期の労働契約を締結しており、1週間の所定労働時間が30時間以上である方。
- ③個人で農業その他の事業を営んでいる、又はその事業専従者で①②と同等と認められる方。

## 【2】申請方法等について

### 1. 下記の書類を添えて申請してください。

- ① 宇治市奨学金返還支援金登録申請書
- ② 申請者の本人確認書類の写し
- ③ 在職証明書（自ら事業を営む方は当該事業を営むことを証明する書類）
- ④ 大学等を卒業したことがわかるもの（卒業証書の写し、卒業証明書等）
- ⑤ 日本学生支援機構が発行する令和元年10月から令和2年9月までの奨学金返還額証明書（宇治市奨学資金制度の利用者は除く）
- ⑥ 住民票の写し（住民基本台帳情報の確認を行うことに同意される場合は不要）
- ⑦ 宇治市税等について滞納がないことの証明書（税情報等の確認を行うことに同意される場合は不要）

### 2. 募集期間 令和2年10月19日（月）～令和2年11月30日（月）

## 【3】返還支援の対象者の決定と返還支援金の交付方法について

### 1. 返還支援者の決定

- ・応募多数の場合は、子育て世帯の方(令和2年10月1日時点)を優先します。子育て世帯の方で募集人数を超えた場合、そのなかから抽選します。
- ・子育て世帯の方で募集人数に達しない場合は、子育て世帯以外の方で抽選します。
- ・子育て世帯での申請は、1世帯につき1人のみです。
- ・抽選の結果については、後日文書でお知らせします。

### 2. 返還支援金の交付方法

返還支援が決定した方には、振込み依頼書等を送付しますので返送してください。  
指定された返還支援対象者名義の口座に毎年度振り込みます（今回分の振込日は令和3年1月末を予定）。

## 【4】その他

- ・虚偽の申告など、悪質な場合、返還支援対象者から除外するとともに既に交付した支援金について返還していただきます。
- ・転出された場合は返還支援の対象外となります。

### 受付および問い合わせ先

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地  
宇治市役所 こども福祉課 児童給付係  
Tel：0774-20-8733（直通）

可能な限り、郵送によるご提出をお願いします（令和2年11月30日必着）。



【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- 宇治市内に5年間以上継続して定住することを予定しています。
- 宇治市暴力団排除条例(平成25年条例第43号)に規定する暴力団員等ではありません。
- 支援金の支給要件の該当性等を審査等するため、宇治市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の確認を行うことに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- 支援金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や支援金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、支援金を返還します。
- 既に他の市町村等で同様の支援金を受けていた場合には、支援金を返還します。

提出書類

- 『宇治市奨学金返還支援金登録申請書』(本書)  
※必要事項をご記入ください。
- 『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』  
※申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『在職証明書』または『自営業従事申告書』(別紙様式第2号)
- 『大学等を卒業したことがわかる書類』  
※卒業証書の写し、卒業証明書等
- 『奨学金返還額証明書』  
※日本学生支援機構への請求手続きが必要です。宇治市奨学金の場合は不要。